

国際教養大学図書館利用細則

平成 16 年 4 月 1 日
理事長 決定
細 則 第 23 号

(趣旨)

第 1 条 本細則は、国際教養大学学則第 4 条第 2 項の規定に基づき、国際教養大学図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。)は次に掲げるものとする。

(1) 国際教養大学の教職員及び学生(以下「学内利用者」という。)

(2) 前号に掲げる者以外の者(以下「学外利用者」という。)

(開館日及び開館時間)

第 3 条 図書館の開館日及び開館時間は、別に定めることとし、時節に応じて任意に変更することができる。

(閲覧)

第 4 条 利用者は、図書を所定の場所で閲覧することができる。

(閉架書庫への入室)

第 5 条 教職員及び学生は、係員に申し出ることによって閉架書庫に入室し資料を閲覧することができる。

2 学外利用者であっても図書館長(以下「館長」という。)の許可があった場合には、入室することができる。

(利用規律)

第 6 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛を保つこと。

(2) 食事及び喫煙をしないこと。

(3) 図書館の図書、機器又は施設を汚損し、又は損傷しないこと。

(4) その他館内の秩序を乱し、他の利用者に迷惑を与える行為をしないこと。

(図書の貸出)

第 7 条 図書の貸出の手続は、あらかじめ図書館の定める図書利用カードによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学内利用者は、図書利用カードの代わりに、本学発行の身分証明書(IDカード)を使用する。

(図書利用カード)

第 8 条 学外利用者は、本学への申請により図書利用カードまたは図書館特別優待利用カードの交付を受けることができる。

2 図書利用カードの有効期限は、発行日から 1 年とする。

3 図書利用カードは、他人に譲渡または貸与してはならない。

- 4 図書利用カードを紛失したものは、直ちに図書館に届け出るものとする。ただし、届出以前の損失についての責任は、紛失した者が負わなければならない。
- 5 前項の届出をした場合は、無料で図書利用カードの再交付を受けることができる。
- 6 図書館特別優待利用カードとは、学長が特別に許可した者に付与される。図書館特別優待利用を認める基準については別に定める。

(貸出総数及び期限)

第9条 貸出できる図書の総数及び期間は、次のとおりとする。

区分	貸出期間	合計貸出数
教職員	図書(CD及び語学教材を除く。)は3ヵ月以内、CD及び語学教材は1週間以内	30点以内
大学院生及びそれに準ずる者	図書(CD及び語学教材を除く。)は1ヵ月以内、CD及び語学教材は1週間以内	20点以内
学部学生及びそれに準ずる者	図書(CD及び語学教材を除く。)は1ヵ月以内、CD及び語学教材は1週間以内	10点以内
学外利用者	図書(CD及び語学教材を除く。)は1ヵ月以内、CD及び語学教材は1週間以内	5点以内

- 2 前項にかかわらず館長が特に必要と認めたときは、貸出図書の総数及び期限を変更することができる。

(貸出制限)

第10条 次の図書は原則として貸出を禁止する。

- (1) 禁帯出図書
- (2) 禁帯出視聴覚資料
- (3) 新聞雑誌その他逐次刊行物
- (4) マイクロフィルム類、一部視聴覚資料

- 2 前項に掲げる図書について例外的な取扱いをする場合の規則については、館長が別に定める。

(転貸の禁止及び更新)

第11条 利用者は、貸出を受けた図書を転貸してはならない。

- 2 貸出期限を更新しようとする場合は、貸出期間内に限り1回更新することができる。ただし、予約のある図書については更新ができない。

(返却)

第12条 利用者は、貸出を受けた図書を所定の貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 次に掲げる場合には、貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。
 - (1) 本学に属する身分を失ったとき。
 - (2) 当該図書がコースリザーブに指定されたとき。
 - (3) 休学、留学等の理由により長期にわたり本学を離れるとき。
 - (4) その他館長が必要と認めたとき。

(督促)

第13条 館長は、所定の貸出期限を過ぎても図書を返却しない利用者に対し、再度期限を付して返却を督促する。督促は、文書、メール、電話、図書館への掲示連絡等の手段による。

2 館長は、前項の督促を行った場合には、督促日時や内容を記録の上、保管しなければならない。

(貸出の停止等)

第14条 館長は、所定の貸出期限を過ぎても図書を返却しない利用者について、一定期間、図書の貸出を停止することができる。

2 館長は督促にもかかわらず、なお図書を返却しない学生について、本学事務局長に対して当該学生に関する各種サービスの停止等を求めることができる。

3 第1項の貸出制限及び前項のサービス停止要求の取扱いについては別に定める。

(亡失等の弁償)

第15条 利用者が、図書を紛失し、又は汚損し、若しくは破損したときは、同一図書又は図書館が指定する同一内容の図書若しくは図書館が相当として提案する金額により弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。亡失等の弁償に関する取扱いについては別に定める。

(複写)

第16条 図書館における文献の複写は、著作権法等の範囲内で許可する。複写に関する取扱いについては別に定める。

(相互貸借)

第17条 学内利用者が教育、研究及び学習のため、他大学の図書館等の資料の利用を希望する場合に限り、図書館システムを使い、当該図書館等へ申込みすることができる。

2 送料等、手続きに要する費用は、学内利用者が負担するものとする。

3 他大学の図書館等から資料の利用について申込みがあった場合は、館長が本学の教育、研究及び学習に支障がないと認める範囲で、これに応じるものとする。

4 前三項の送料等、手続きに要する費用は、他大学の図書館等又はその利用者が負担するものとする。

5 他大学図書館等の資料の閲覧を希望する際は、館長を通じ当該図書館等へ申込みことができる。

(電子媒体等の利用)

第18条 情報検索システムに関する利用事項については別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。